

登記所備付地図の作成について(お知らせ)

地図作成のお知らせと土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

岡山地方法務局では、平成24年度の事業として岡山市北区七日市他地区（実施区域図参照）において、新しく正確な地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することになりました。

つきましては、今後この作業を進める上で、皆様に御協力をいただきなければならぬことがありますので、作業の目的を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

地図作成の目的

皆様方がお住まいの地区については、明治時代中期に作成された「公図」という地図を、正式な地図が備え付けられるまでの間、地図に準ずるものとして使用しています。

この公図は、各土地の大体の形状は分かるものの、土地の境界を明らかにするだけの精度がないため、隣地との境界が分からなくなったり、円滑な土地取引などの支障となっています。

そこで、これらの問題を解決するために、一筆の土地ごとの境界を皆様に御確認（立会）いただき、正確な地図を作成しようとするものです。

地図作成の効果

この作業で作成する地図は、国家基準点に基づいた測量により作成されますので、土地の位置、区画を特定することができ、境界に関する争いを未然に防ぐことができますし、境界標識がなくなるなどして土地の境界が分からなくなっていても、地図に基づき、現地において境界を復元し特定することができます。

また、この作業で、地目（宅地、畠など）や地積（土地の面積）が登記所の登記記録と異なることが判明した場合は、登記所において職権で変更登記（現況と登記記録を合せる登記）を行います。